

議長（門 瀧雄）

これをもって、平成24年度各会計決算、ならびに基金運用状況審査意見報告を終わります。

続きまして、町長報告であります。報告は、印刷配付をいたしておりますので、朗読は省略をいたします。

日程第4、議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定についてを提案説明の都合上、一括議題といたします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、中川君。

税務課長（中川 隆弘）

おはようございます。

それでは、議案第1号及び議案第2号の2議案につきましては、関連のありますことから、一括して提案説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。それでは、まず、議案第1号 多度津町税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。このたびの改正は、現下の経済情勢を踏まえ、「成長による富の創出」の実現、また、「社会保障・税一体改革」を着実に実施するために、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町税条例の一部につきましても、所要の改正を行うものでございます。今回の改正の主な内容でございますが、個人住民税につきましては、金融所得課税の一体化等の見直しに関するものをはじめ、住宅ローン控除の延長・拡充に関するもの、公的年金からの特別徴収制度の見直しに関するもの、ふるさと寄付金の寄付金税額控除の見直しに関するもの、また、納税環境整備としまして、市中金利が低下していること等を踏まえ、地方税に係る延滞金の利率の見直しに関するものなどが、主な内容となっております。その他、地方税法改正に伴います、条ずれ、項ずれ等の改正も含まれた内容のものでございます。それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後となっております。また、条例改正による、施行日は、改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますので、条文ごとの説明とさせていただきます。それでは、9ページ上段をご覧ください。第34条の7は、「寄付金税額控除」に関する規定でございます。平成25年から復興特別所得税が課税されたことに伴い、ふるさと寄付金に係る特別控除見直しによる規定の整備でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に9ページ中段から10ページまでをご覧ください。第47条の2は、「公的年金等の所得に係る個人町民税の特別徴収」に関する

る規定でございます。特別徴収対象年金所得者の除外規定について、「賦課期日後、市町村の区域外に転出した場合」を、除外規定の対象外とすること等の改正でございます。施行日は、平成28年10月1日であります。次に10ページ下段から11ページまでをご覧ください。第47条の5は、「年金所得に係る仮特別徴収税額等」に関する規定でございます。年間の徴収税額の平準化を図るため、仮徴収税額を前年度の特別徴収税額の2分の1に相当する額とする、算定方法の見直しに伴う所要の改正でございます。施行日は、平成28年10月1日であります。次に12ページから13ページ中段までをご覧ください。附則第3条の2は、「延滞金の割合等の特例」に関する規定でございます。第1項は、延滞金の割合について、各年の特例基準割合が年7.3%に満たない場合には、その年中において、延滞金の14.6%の部分については、「特例基準割合に年7.3%を加算した割合」、納期限後1ヶ月以内の7.3%の部分については、「特例基準割合に年1%を加算した割合」とすること、第2項は、法人の町民税に係る納期限の延長の場合の延滞金の割合について、特例基準割合適用年中におきましては、当該特例基準割合適用年における、特例基準割合に見直すこととする改正でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に13ページ中段から14ページまでをご覧ください。附則第4条は、「納期限の延長に係る延滞金の特例」に関する規定でございますが、附則第3条の2に第2項を加えたことに伴う所要の改正でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。14ページ下段から15ページまでをご覧ください。附則第4条の2は、「公益法人等に係る町民税の課税の特例」に関する規定でございます。引用規定の項ずれに伴う条項番号の整理でございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に15ページ下段から16ページ上段までをご覧ください。附則第7条の3の2は、「町民税の住宅借入金等特別税額控除」に関する規定でございます。消費税率引上げに伴う影響を平準化する観点から、特例的な措置として、個人町民税の住宅借入金等特別税額控除につき、その対象期間を4年間延長し、その期間のうち、平成26年4月1日から平成29年度末までに住宅を取得した場合の控除限度額を拡充する等の改正でございます。施行日は、平成27年1月1日であります。次に16ページ中段から17ページ上段までをご覧ください。附則第7条の4は、「寄付金税額控除における特例控除額の特例」に関する規定でございますが、復興特別所得税の新設に伴う、所要の改正でございます。16ページ下段の部分の施行日は、平成29年1月1日、17ページ上段の部分は、平成26年1月1日であります。17ページから20ページ上段までをご覧ください。附則第16条の3は、「上場株式等に係る配当所得等の課税の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の改正となっております。施行日は、

平成29年1月1日であります。次に20ページ下段から21ページ上段までをご覧ください。附則第17条の2は、「優良住宅地の造成等のために、土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」に関する規定でございます。租税特別措置法の改正に伴い、引用条項を整理したものでございます。施行日は、平成26年1月1日であります。次に21ページから23ページ上段までをご覧ください。附則第19条は、「一般株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定でございます。「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改正したことによる所要の改正でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。次に23ページ中段から25ページまでをご覧ください。附則第19条の2は、「上場株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る譲渡所得等」を分離課税とする、法規定が追加されたことに伴い、規定を新設するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に23ページ中段から36ページの中段までですが、23ページ、旧附則第19条の2「特定管理株式等が価値を失った場合の株式等に係る譲渡所得等の課税の特例」、26ページ、旧附則第19条の4「特定口座を有する場合の所得計算の特例」、旧附則第19条の5「源泉徴収選択口座内配当等に係る計算の特例」、27ページ中段、旧附則第19条の6「上場株式等に係る譲渡損失の損益通産及び繰越控除」、次、32ページ上段です。旧附則第20条「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰越控除等及び譲渡所得等の課税の特例」につきましては、単に課税標準の計算の細目を定めたものであり、本文方式の廃止に伴い、それぞれ規定を削除するものであります。施行日は、平成29年1月1日であります。続きまして、36ページ中段から38ページ上段までをご覧ください。附則第20条は、「先物取引に係る雑所得等の課税の特例」に関する規定でございますが、条ずれ等による条項番号の整備でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。次に38ページ中段から40ページまでをご覧ください。旧附則第20条の3は、「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除」に関する規定でございます。本文方式の廃止に伴い規定を削除するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に41ページから46ページまでをご覧ください。附則第20条の2は、「条約適用利子等及び条約適用配当等に係る住民税の特例」に関する規定でございます。租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例に関する法改正に伴う、読替規定の改正でございます。施行日は、平成29年1月1日であります。46ページ下段から47ページ中段までをご覧ください。旧附則第20条の5は、「保険料に係る住民税の特例」に関する規定でございます。本文方式の廃止に伴い規定を削除するものです。施行日は、平成29年1月1日であります。次に47ページ中段から52ページまでをご覧ください。附則第22条の2

は、「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長等の特例」に関する規定でございます。第1項は、読替規定を表に置き換える改正、第2項は、東日本大震災により、その有していた居住用家屋が滅失等をして居住の用に供することができなくなった者の相続人の長期譲渡所得の課税の特例を定める規定、第3項は、第2項の追加に伴う項ずれによるものです。施行日は、平成26年1月1日であります。次に53ページから55ページまでをご覧ください。附則第23条は、「東日本大震災に係る住宅借入金等特別税額控除の適用期間等の特例」に関する規定でございますが、法改正に伴う、引用規定の項ずれによる所要の整備でございます。施行日は、平成27年1月1日であります。また、改正附則といたしまして、施行期日や経過措置等を定めるものでございます。

続きまして、議案第2号 多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例（案）の制定について、提案説明をさせていただきます。今回の改正は、地方税法、地方税法施行令、地方税法施行規則の一部改正が行われたことに伴いまして、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。改正の主な内容は、株式等に係る譲渡所得等の申告分離課税制度の改正に伴い、規定の整備を行うものでございます。それでは、参考資料として添付しております新旧対照表を用い説明させていただきます。アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でございます。3ページから4ページ中段までをご覧ください。第2条の2は、「保険税の申告」、第3条は、「国民健康保険の被保険者に係る所得割額」、第13条は、「納税義務の発生消滅等に伴う賦課」を規定するものでございますが、引用条文の字句をそれぞれ整理するものでございます。次に4ページ下段から5ページ中段までをご覧ください。附則第3項は、「上場株式等に係る配当所得等の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る配当所得等」の分離課税について、特定公社債の利子が対象に追加されたことに伴う、所要の改正でございます。5ページ下段から6ページ中段までをご覧ください。附則第6項は、「一般株式等に係る譲渡所得等の特例」に関する規定でございます。「株式等に係る譲渡所得等」の分離課税を、「一般株式等に係る譲渡所得等」と、「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税に改組したことに伴う所要の改正でございます。次に6ページ中段から7ページ中段までをご覧ください。附則第7項は、「上場株式等に係る譲渡所得等の特例」に関する規定でございます。「上場株式等に係る譲渡所得等」の分離課税の新設に伴う規定の新設でございます。次に6ページ中段から10ページまでをご覧ください。まず6ページ旧附則第7項及び旧附則第8項「上場株式等に係る譲渡損失の損益通算及び繰越控除に係る特例」、次に7ページ下段旧附則第9項「特定中小会社が発行した株式に係る譲渡損失の繰

越控除等に係る特例」、8 ページ中段旧附則第11項「先物取引の差金等決済に係る損失の繰越控除に係る特例」、次に10ページ旧附則第16項「東日本大震災に係る被災居住用財産の敷地に係る譲渡期限の延長特例」につきましては、本文方式の廃止に伴い規定の整理を行い、旧附則第10項を第8項に、旧附則第12項を第9項に、旧附則第13項を第10項に、旧附則第14項を第11項に、旧附則第15項を第12項に、それぞれ繰上げを行うものでございます。次に9ページから10ページ上段までをご覧ください。附則第11項は、「条約適用配当等に係る特例」に関する規定でございますが、「条約適用配当等」に係る分離課税について、特定公社債の利子等が対象に追加されたことに伴う、規定の整備でございます。2 ページにお戻りください。本改正条例の附則といたしまして、第1条として、この条例は平成29年1月1日から施行する。第2条として、新条例による改正後の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、従前の例によるものです。以上、誠に簡単ではございますが、議案第1号及び議案第2号の提案説明とさせていただきます。よろしくご審議いただきますようお願いを申し上げます。